

奈良・平城京左京八条三坊十一坪

(東市推定地)

1 所在地 奈良市東九条町四四一番地の一他

2 調査期間 一九八三年(昭五八)四月～六月

3 発掘機関 奈良市教育委員会文化財課

4 調査担当者 中井 公・立石堅志

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

当該地は、平城京左京八条三坊十一坪の北辺中央部に位置し、東市推定地を北から南に貫流する東堀河と八条条間路の交差点にあたる。奈良市教育委員会では、



(奈良)

一九八二年から、平城京東市の範囲確認調査を継続して行っており、今回は第四次調査(調査面積約二〇〇㎡)である。東市所在地の比定に関しては関野貞の研究以来、諸説が唱えられたが、近年今泉隆雄氏や岸俊男氏

の四坪説が有力視され、東市所在地は左京八条三坊五・六・十一・十二坪と推定されている。

今回の調査で検出した主要遺構は、東堀河、八条条間路及び両側溝、東堀河に架かる木橋、溝、木塀等である。東堀河に関しては、遺存地割の検討から、大安寺宮池町付近(左京五条三坊)から京外之地蔵院川付近に至る南北約三kmにわたって存在することが予想されているが、近年の左京六条三坊十坪、八条三坊九坪、及び九条三坊十坪で行われた発掘調査によっても各坊の九～十二坪のほぼ中央を南北にまっすぐ流れていることが明らかとなった。八条三坊九坪の調査では、東堀河の幅は約一〇m、深さ一・四mであるが、当然のことながら下流の調査では、一一～一二mと広くなることが判明している。

八条条間路は、路面幅約四・六m(溝心々で約六m)である。木橋は路面のほぼ中央に構築される。堀河の埋土の層位と橋脚のレベルに対応がみられ、埋土層出土の土器の年代からその存続時期は、八世紀後半～末頃、九世紀前半～中頃、九世紀後半～末頃の三時期に区分される。したがって、東堀河は、次第に埋まり浅くなるとはいえ、京廃絶後もしばらくの間機能したことが判明した。

十一坪内の遺構としては、南北塀三条が主なもので、今回の調査からは、東市跡を裏付ける資料は得られなかったものの、従前の調査で、六坪の西北隅で築地のコーナーや総柱建物を検出し(第一次調

- 8 木簡の积文・内容
- (1) □□九□□知 (182) × (16) × 5 081
〔奴カ〕
 卅 ×
- (2) 「一斗六升 × (204) × (24) × 6 081
- (3) ×
〔之カ〕
 × 飯 □ 食 飯 □ (153) × (18) × 6 081
〔倉カ〕
- (4) 「阿貴米 □ 垣少庭 < 六月四日 > 112 × 26 × 3 031
- (5) 大 □ □ (坂カ) × (99) × (18) × 3 081
- (6) × 万 呂 □ □ 乙 × (78) × (12) × 2 081

査)、また、六坪、十一坪境の北辺では、門状遺構(脇門か)及び築地を検出した(第二次調査)ことからみて、少なくとも両坪が有機的に利用されていたと考えられ、今後の継続調査が期待されている。

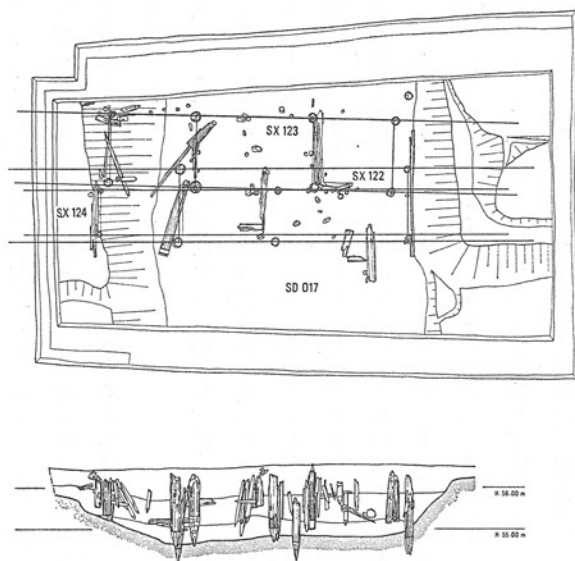
さて、東堀河からは、多量の土器のほか土馬、木簡、祭祀具、金属製品等が出土した。木簡は六点で、原型を保つもの一点の他は断片である。これらは、出土遺物の年代からみて、八世紀末頃～九世紀初頭にかけて投棄されたものと考えられる。このほか土師器、須恵器のうち墨書のあるもの四〇点に及ぶが、解読不能の小片も少ない。

9 関係文献

(4)は完形の付札で、「倉垣」は氏名、「少庭」は人名と思われる。

奈良市教育委員会『平城京東市跡推定地の調査Ⅰ』(一九八三年)
 同『平城京東市跡推定地の調査Ⅱ』(一九八四年)

(亀井伸雄)



遺構平面・立面図